

赤羽台団地F街区の土地利用方針

北区は、6月25日の区議会建設委員会（大沢たかし委員長）に、赤羽台団地F街区の土地利用に関し、都市再生機構（UR）から整備方針について報告があったと明らかにしました。その内容は次のようです。

【集合住宅等の整備】

これまで民間活力の活用により住宅整備を誘導してきた方針を見直し、赤羽台団地の立地を生かした、周辺UR賃貸住宅の再生・再編等に資する良質なUR賃貸を整備します。



↑階段室型住棟（41号棟）

↑スターハウス（左から44, 43, 42号棟）

【既存建物の保存・活用】

当街区に残る建築史的価値の高いスターハウス3棟（42～44号棟）及び階段室型住棟（41号棟）を保存し、今後の活用策を検討します。

【スケジュール（予定）】

①年内にF街区の現居住者が団地内に新設される住棟に移転した後、年度内を目安に保存建物を除く既存住棟の解体工事に着手します ②あわせて、団地内が文化財包蔵地のため、最長3年程度の目安で埋蔵文化財調査を実施し、終了後に集合住宅等の建設に着手します。

【F街区の土地利用方針に対する区の対応】

①集合住宅については、引き続き多様で良質な住宅供給と、それにあわせた

周辺住環境の整備を求めています ②既存建物の保存・活用については地域活性化等に資する魅力ある施設とするよう協議調査を進めます。

——今後の対応——

【G街区の土地利用について】

URは現地区計画を基本としながら、区に隣接する旧区立赤羽台東小学校（赤羽台1の1の13）の跡地利活用計画の検討結果と整合を図りながら土地利用方針を決定します。

【まちづくりの課題解決へ向けて】

URとのまちづくり協定で確認した公共施設整備や現状抱えている課題については、F及びG街区の開発等に合わせ整備できるよう協議します。

【地区計画等の変更について】

URによる土地利用方針や、今後のまちづくりの課題への対応、さらに現在検討が行われている学校利活用計画と整合を図るため、適宜、東京都とも協議を行い、地区計画等の変更を視野に入れた準備を進めます。

自民党議員団が熊本市民の生活再建に義援金

去る平成28年4月、熊本地区で発生した大地震で死者264人、住宅倒壊1万6000戸の被害に対し、自由民主党議員団は地域住民や駅頭などで生活再建のための義援金をお願いし、5月17日、党議員団を代表して戸枝大幸、名取ひであき、前田ゆきお、大沢たかしの4議員が熊本市役所を訪れ、大西一史市長に「市民の生活再建の一助に」と義援金を寄贈し、市長から感謝状をいた

だきました。

その後一行は、市役所内で熊本地震の被害状況や発災直後の対応、復旧・復興に向けた取組み等をヒアリングし、現地では復興に立ち上がる多くの市民のエネルギーをひしひしと感じました。熊本地震の教訓を活かして、これからの北区の防災・減災に役立ててまいります。被災地の一日も早い復興を心から祈念しております。



熊本市長に義援金を贈る大沢議員

空き家の管理委託に助成

北区は平成30年6月、「空き家適正管理助成」を策定し、7月から管理費の一部を助成することになりました。

内容は、一年以上居住されていない空き家（戸建住宅）の所有者が、その空き家の管理を委託した場合及び周辺住民の不安解消を目的に、空き家の管理を委託している旨の表示看板を設置した場合について、費用の一部を助成するものです。

「管理委託助成」は1件につき上限2万円（空き家の管理を1年間委託した場合）、また「看板設置助成」は1件につき上限1万円（空き家の管理を委託している旨を表示した設置をした場合）と定められています。

また、区で新たな住宅セーフティネット制度に基づき、賃貸住宅に入居を拒まれがちな要配慮者へ低額所得者と高齢者、障害者、子育て世帯などの円滑な入居を促進するための居住支援の仕組みづくりを検討する方針です。

空き家利活用の団体に助成

北区は平成30年5月、「北区地域貢献型空き家利活用モデル事業助成要綱」を制定し、7月1日から事業を開始しました。

内容は休眠中の空き家（1戸建て）を地域貢献活動団体に貸した場合、改修工事費の一部（上限200万円）を助成するもので、空き家の要件は次のようです。

①改修工事後10年間は、本事業のために利活用することができる空き家であること ②所有者の名義で所有権保存登記、または所有者権移転登記が行われていること ③借地の空き家については、土地の所有者との間で借地契約が締結され、かつ空き家の地域貢献のために利活用することについて土地所有者の同意を得ていること ④建築基準法その他関係法令の基準を満たし、新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）を満たすこと——などが条件になっています。